

函 企 国

令和7年（2025年）1月31日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

配付資料 公文書公開請求書の紛失について

（国際・地域交流課 TEL 21-3617）

公文書公開請求書の紛失について

1 概要

令和6年(2024年)12月19日(木)付けの公文書公開請求に関する供覧文書について、令和7年(2025年)1月22日(水)に紛失が発覚した。

2 紛失した文書および文書に含まれる個人情報の内容

(1) 紛失した文書

件名：「公文書公開手続（公文書開示請求）について（供覧）」

(2) 供覧に供した文書

ア 公文書公開手続（写し）

イ 電子申請（職員用）

(3) 文書に含まれる個人情報の内容

氏名，住所，電話番号およびメールアドレス（請求者1名分）

3 紛失の原因

文書の管理が徹底されておらず，供覧文書の回付完了後速やかにファイルに綴じることがせず，机上の決裁箱にて保管していたことが紛失の原因の一つである。

なお，発覚後，課内だけでなく部内の文書についても確認したが発見することができなかったこと，また，企画部国際・地域交流課の業務においては，郵送を含め外部に対し書類を交付することは少ないことなどから，誤廃棄の可能性が高い。

4 今後の対応および再発防止策

対象者を訪問し謝罪のうえ経緯等について説明した。

また，今後は，このような事案が再び発生することのないよう，個人情報の適正な管理および文書の管理についても徹底を図り再発防止に努めていく。